

滋賀県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会議事録

1. 日時 令和7年9月18日(木) 14:00~16:00

2. 場所 危機管理センター1階 災害対策室2

3. 出席者

社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会	坂下 ふじ子 会長
滋賀県老人福祉施設協議会	松尾 道子 氏
公益財団法人滋賀県人権センター	丸本 千悟 理事
滋賀県民生委員児童委員協議会連合会	山川 すゑ子 常任理事
事務局 健康福祉政策課	長崎課長、高木主幹、森主事
子ども家庭支援課	松田課長、長谷川課長補佐、寺石主任主事

4. 議事

①あいさつ

【事務局】

本日はご多忙のなか、滋賀県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会にご出席をいただき、本当にありがとうございます。

それではただいまから民生委員審査専門分科会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、健康福祉政策課、課長の長崎よりご挨拶を申し上げます。

【健康福祉政策課長】

平素は県の福祉施策の推進に当たりまして、ご理解ご協力を賜り、また、地域福祉の向上のためご尽力いただいておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

この分科会は、3年ごとの民生委員・児童委員の一斉改選に当たりまして、市町民生委員推薦会から推薦がありました候補者について、適否をご審議いただくというものでございます。

県におきましては、中核市の大津市を除き、8月末現在、2,617人の民生委員・児童委員が委嘱されておまして、昨年度1年間で約80,000件の相談等に対応いただいているところでございます。

現在の社会情勢は、物価高騰による生活困窮や、高齢障害者の方のはじめ、生きづらさを感じる方への支援や、ダブルケア、8050問題、孤独孤立などいろんな分野の方を越えた包括的な支援体制による地域課題への対応が求められています。

その中で民生委員児童委員の方には見守りから相談、また行政への繋ぎ役として、住民の方の身近に寄り添いながら日々活動いただいております、地域の大変重要な役割を担っていただいているところに敬意を表したいと考えております。

本日、候補者の方をご審査いただきまして、その審査結果に基づいて知事から厚生労働大臣に推薦候補者の推薦を行って、厚生労働大臣から委嘱という流れでございます。

大変多くの件数をご審議いただくことになり、ご負担をおかけいたしますけれども本日どうぞよろしくお願い申し上げます。

【事務局】

それでは初めに事務局より、本日出席の委員の皆様のご紹介をさせていただきます。

お手元に配布させていただいております、委員名簿をご覧ください。

社会福祉法人滋賀県母子福祉のぞみ会 会長 坂下 ふじ子 様でございます。

一般社団法人滋賀県老人福祉施設協議会 松尾 道子 様でございます。

公益財団法人滋賀県人権センター 理事 丸本 千悟 様でございます。

滋賀県民生委員児童委員協議会連合会 常任理事 山下 すゑ子 様でございます。

次に事務局として出席しております県健康医療福祉部・子ども若者部の関係職員を紹介させていただきます。

先ほどご挨拶申し上げました健康福祉政策課長 長崎でございます。

私健康福祉政策課の高木と申します。

本日司会をさせていただきます。よろしくお願いします。

同じく健康福祉政策課主事 森でございます。

子ども若者部子ども家庭支援課長 松田でございます。

子ども家庭支援課 課長補佐 長谷川でございます。

同じく主任主事 寺石でございます。

本日の審議会は4名の委員、皆様にご出席をいただいておりますので、滋賀県社会福祉審議会条例の規定によりまして、本日の審議会は、有効に成立しておりますことをまずご報告をさせていただきます。

それではお手元に配付させていただいております資料に不備がないかご確認いただきたいと思います。

会議次第と日程表、それから今見ていただきました委員名簿、座席表、次に資料1、資料2、資料3がホッチキス留めで、3種類準備しております。その後に1枚で「一斉改選の状況」を準備しており、滋賀県社会福祉審議会条例と審議会規程を準備しております。

また、お手元に青いファイルをご準備しており、各市町から提出された推薦調書を彦根市から、民生委員児童委員の区域担当をファイリングしており、右側にインデックスを市町ごとに貼っております。さらに区域担当の後には、主任児童委員の推薦調書になっております。こちら後ほど事務局から説明させていただきます。

資料はお揃いでしょうか。

なお、最後に説明をさせていただきました青いファイルにつきましては、個人情報に関する事項が記載されておりますので、この会議が終わりましたら回収させていただきますので、机の上に置いて帰っていただきますよう、あらかじめご了承ください。

②分科会長の選出

【事務局】

それでは議事に入りたいと思います。議事の進行につきましては、県の運営規定によりまして、民生委員審査専門分科会会長をお願いするわけですが、滋賀県社会福祉審議会条例第7条第2項の規定により、分科会長は、委員の互選によることとなっており、皆様方のご意見を賜りたいと存じますがいかがでしょうか。

【委員】

事務局一任。

【事務局】

ありがとうございます。

事務局一任という声をいただきましたので、事務局としましては、民生委員・児童委員を選任するということから、県の民生委員・児童委員協議会連合会の常任理事を務めておられる山川委員に分科会長をお願いしたいと存じます。それでは、以後の議事進行は山川分科会長をお願いします。

【分科会長】

山川でございます。分科会長に就任させていただきました。皆様のご協力を賜りまして、議事をスムーズに進めていきたいと思っております。なにぶん初めてですので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本会は、民生委員法に定められているとおり、民生委員の委嘱に伴います候補者の審査を行い、知事に意見を申し上げるという重要な任務を担っているわけでございます。

幸い、本日お集まりの皆様方は社会福祉に対する豊富な知識と経験をお持ちの方ばかりでございますので、何卒、ご協力をお願いいたします。

それでは、お手元に配布されています日程表に基づき議事を進めさせていただきます。

④民生委員・児童委員の選任方針等について

【分科会長】

それでは、候補者の審査に移るわけですが、審査に先立ちまして、事務局より今回の選任方針の説明について、説明いただきたいと思います。

【事務局】

事務局から説明させていただきます。

本日9月18日現在で、民生委員・児童委員および主任児童委員は合わせて県内から2,200

名の候補者の推薦をいただいている状況であります。本来であれば、皆様に 1 件 1 件お目通しをいただいて、適切な方なのか否かの審議をいただけたらと思うのですが、なにぶん時間にも限りがございますので、本日は要点を絞りまして、県の選任要領で規定しております年齢を超えられている方を重点的に確認していただきたいと思っております。

民生委員・児童委員の皆さんは、区域を担当されている民生委員さんと児童の健全育成活動を担当しております、主任児童委員さんとおられます。

区域を担当いただく民生委員さんにつきましては、県の方では新任の方においては、できる限り 75 歳未満の方を選んでいただきたいというお願いをしております。

任期が一期に 3 年であることからなるべく 3 期続けていただきたいという思いもありまして、このような基準を設けております。

主任児童委員さんにつきましては、活動内容に鑑み、滋賀県では新任の方においては、できる限り 65 歳未満の方を選んでいただくようお願いをしているところです。

本日はそういった方につきまして重点的に確認をしていただくということで進めさせていただきます。

それ以外の方につきましては、本日の審議会では詳細までご確認いただく時間というのとはなかなかありませんが、市町の推薦会において、既に各市町の推薦会員さんの審議のもと適任であると判断された上で推薦いただいておりますので、問題はないと考えております。

本日本につきましてはそのような形で進めさせていただけたらと思っておりますがよろしいでしょうか。では、資料の方の説明をさせていただきます。

まず資料 1「民生委員・児童委員に関する規程等」をご覧ください。

こちら 1 ページ目の方につきましては、民生委員について、児童委員について、主任児童委員について書かれております。先ほど述べました通り、各市町で民生委員さんを選ぶための推薦会というものを作っていただいておりますが、その推薦会の委員さんにこういう方を選んでいただきたいということで、お示しさせていただいてるのがこちらの資料になります。

民生委員・児童委員さんが、地域でこういった活動をしていただく方なのか、こういった方を選んでいただきたいのかということをこの資料で掲載させていただいております。

まず、民生委員は児童福祉法において、児童委員を兼ねることになっておりますので、両方の委員としての資質が必要となります。

簡単に説明しますと、社会奉仕の精神を持ち、住民の立場で相談に応じ、必要な情報の提供を行うことが主な役割です。

近年は、高齢者だけではなく、児童の分野につきましても、虐待やひきこもり、ヤングケアラーなど多くの社会的な課題というものが出てきておりますので、いろんな地域の課題に対応できる方をご推薦していただきたいということで、県としてはお願いしております。

続きまして 2 ページから 9 ページまでには、民生委員・児童委員に生活保護法、児童福祉

法、老人福祉法、介護保険法など、様々な法律に基づき協力していただきたい事項を掲載しております。

今申し上げた中でも非常に多くの法律に基づいて、民生委員さんにいろいろとご協力をいただきたいということで、抜粋して記載し、各市町の方にも紹介させていただいてるところでございます。

続きまして 10 ページをご覧ください。

こちらでは民生委員さんの委嘱の手続きについて簡単に説明させていただきます。下の図をご覧ください。真ん中に滋賀県知事、右に市町の民生委員推薦会というものがございます。先ほど申し上げたのですが、こちらで民生委員さんを各市町で選んでいただくための会ということになっております。

そして今回お手元にファイルに綴じている資料が市町の推薦会から提出されている内容になっております。

こちらについて、本日お集まりいただいている滋賀県社会福祉審議会の皆様に県知事の方からお諮りさせていただきたいと思っております。

その後、審議会で承りました意見を受けまして、県が厚生労働大臣の方に推薦するという形で進めさせていただきます。

その後、国から民生委員・児童委員の委嘱や、主任児童委員の指名が県宛にありますので、それを受けて県の方から委嘱状を、民生委員さん全員に、主任児童委員さんは民生委員児童委員さんの中から選ばれますので、指名状をお渡しいたします。

これをもって今回 3 年に 1 回の一斉改選で、新たな民生委員児童委員さんになっていただくという流れになります。

続いて 11 ページをご覧ください。

こちらは令和 7 年度民生委員・児童委員一斉改選で、昨年 12 月に健康医療福祉部、子ども若者部、両部長名で各市町へ発出したものでありまして、一斉改選において、民生委員児童委員さんを新たに選んでいただくということで、県の方針を示させていただいたものになります。

最初の方に説明させていただいた年齢要件は、こちらにて各市町にお願いをさせていただいております。

続きまして、15 ページをご覧ください。

こちらは滋賀県の民生委員児童委員の選任要領になります。

この選任要領に基づいて民生委員児童委員として適格な方、こういった方を選んでいただきたいという事項が書かれております。

次ももう少し飛びまして 28 ページをご覧ください。

こちらが民生委員法となっております、国で規定しているものになります。民生委員法に基づいて、基本的には民生委員児童委員さんの活動をしていただいているものになります。県の方についてもこの民生委員法に沿った形で事務を進めさせていただいております。

続きまして、8 ページ飛びまして 34 ページの方になるのですが、こちらは後ほど子ども家庭支援課から候補者の説明をさせていただく際に、この主任児童委員の選任要領について説明をさせていただきたいと思います。

簡単ですが、概要は以上となります。

続きまして資料の 2 の方の説明をさせていただきたいと思います。

こちらの方は民生委員児童委員の定数の配置資料となっております。

ページをめくっていただきますと、1 ページ目は横書きとなっておりますが、こちらは一斉改選の定数の比較資料ということになりまして左側の方に変更前の定数、右側の方に一斉改選後の定数を書かせていただいております。

現在は県内で津市を除いた定数が 2,743 名となっており、主任児童委員は 238 名、区域担当が 2,505 名となっております。

一斉改選のタイミングで各市町において定数の配置を見直していただくことになっており、一斉改選後の定数は、全体で 2,789 名、主任児童委員は 243 名、区域担当が 2,546 名で、総数で 46 名増える予定となっております。

人口減少の中でも、核家族化など、世帯数は増加しており、民生委員児童委員さんの活動の幅が広く、負担感などもあります但各地域の方では、民生委員児童委員さんを増やしてほしいというご意見を聞くこともあり、今後ますます地域で民生委員児童委員さんの活動については期待をされているというような状況となっております。

県全体で津市も含めると 3,453 名の方に民生委員児童委員さんになっていただく予定をしております。

しかし推薦していただくべき人数から比べますと、主任児童委員を含め 600 名近くの方がまだ推薦いただけていないような状況となっております。

現時点で充足率は 79%となっており、約 20%の方が推薦いただけていない状況で、現在も各市町の方で、民生委員児童委員さんの推薦についてご依頼をさせていただいているような状況となっております。

次に、民生委員児童委員の定数基準について国が定めている配置基準の通知をご覧くださいと思います。

資料の 3 枚目、裏面の上に「1 の区域または事項担当する民生委員児童委員配置基準表」が、下には「2.主任児童委員、配置基準表」があり、基準に基づきまして、県でも、民生委員の定数を定める条例により、各市町の定数の範囲を定めて、定めさせていただいております。

続きまして資料の 3 に移らせていただきたいと思います。

一斉改選の状況ということで、左の列から順番に確認させていただきます。

まず令和7年の行を見ていただき、区域担当の定数が2,546名で、9月18日本日現在で2,013名の推薦をいただいているところです。

下に記載のある主任児童委員につきましては定数が243名で、推薦数は189名となっております。

また、新任と再任別の改選状況を記載しており、今回一斉改選から初めて引き受けていただく方が新任、再任という方は、既に活動をしていただいております、今回の一斉改選後も引き続き活動いただける方ということになっております。

民生委員児童委員さんの新任率が47.8%、主任児童委員さんが36.5%の方が今回、12月1日以降、初めて区域担当または主任児童委員をご担当いただく予定になっております。

次に2ページ目に移らせていただきます。こちらは男女別の委員数の資料です。

区域の民生委員児童委員さんで、女性が全体の44.3%となっております、下の主任児童委員さんは92.1%と非常に女性の割合が高くなっております。

過去の資料を見ておりましても、お子さんと関わっていただく活動が多いということから、女性の割合が高くなるという傾向があると考えられます。

次に3ページ目ですが、こちらは年齢階層別委員数を記載しており、各年代で何名いらっしゃるかを示した資料となっております。

区域担当については、平均年齢が68.1歳、主任児童委員さんが63.3歳となっております。

続きまして4ページ目ですが、こちらは経験年齢別ということで民生委員児童委員を経験いただいている方の人数を示した資料となっております。

区域担当者で民生委員の経験なしという方が962名いらっしゃいます。経験年数が3年以上6年未満の方は521名、6年以上10年未満が327名いらっしゃいます。

どうしても長期にわたって引き受けていただく方が少なくなっていくというような状況となっております。

主任児童委員さんにつきましても、69名の方が今回新しく引き受けていただいた方となっています。

続きまして、5ページ目と6ページ目になりますが、職業別委員数ということで引き受けてくださった方がどのような職業なのかということを示した表となっております。

区域担当は無職の方が圧倒的に多く、主任児童委員さんにつきましても同様に、無職の方が引き受けていただいていることが多くなっております。

資料3の説明は以上となります。

なお、推薦に関する事務について、先日、委員より情報提供をいただいております。

内容としましては、委員が参加された全国の部落解放同盟の会議において、市町村において民生委員の推薦調書に本籍や履歴書の職務歴のような内容の記載を求めているところがあり、民生委員児童委員に不必要な個人情報を徴取している事案が、その会議で報告されたということでした。

現在県内の市町の推薦状況推薦調書を調査させていただいているところでございます。
以上事務局から説明を終わらせていただきます。

【分科会長】

この点につきまして、ご質問やご意見はございませんか。

(一同意見なし)

委員からの情報提供について、もう少し詳しく教えていただけますでしょうか。

【委員】

市町が求めている推薦調書に本籍地や、身元調査につながる項目を記載させるような様式が使用されていることが、全国の福祉担当部長会議で、ある都道府県から問題が提起された。県から国に提出する様式は問題がない。

問題は各市町が求める推薦調書の様式が統一されておらず、バラバラになっており、その中でいくつかの問題になっている。そのため、県で各市町の様式を集められている。

今日までそれが見逃されてきたということで、採用選考については、1970年代に身元調査に繋がるような本籍地や家族構成などは確認しないということで統一されている。

民生委員児童委員の推薦調書においても、この項目はこういう条件で必要と客観的に合理的な理由があるのであれば、やむを得ないが、客観的に合理的な理由がない中で、昔から記載を求めているという理由だけで使われるのは問題であり、提起をさせていただいた。

変えていく必要があることは変えていただきたい。

【分科会長】

民生委員を20年しているが、そういったことは初めてお聞きした。

自分の市では、基本的には推薦される方の選挙権があることを条件としている。

【事務局】

少し説明を補足させていただきますと、各市町で推薦会を開くに際して、個人等から提出していただく調書にばらつきがあると、市町から県に提出していただく様式であったり、県から厚生労働省に出す様式については、基本的に国の指定様式に基づいて行っていますので、不要な情報の記載はありません。

今調査をさせていただき、その情報は委員にも共有させていただきたい。

特定の条件に基づいて個人情報に記載している場合もあるかとは思いますが、そこはもう一度、不要な情報については取らないよう、担当者会議を通じて、今回の調査の結果を踏まえて、報告をしていきたいと思います。

【委員】

先ほどの説明で定数をまだ充足するだけの推薦がないとのことであったが、今後市町から推薦があった方については、その都度審査を行うのか。

【事務局】

今後12月1日までの一斉改選の委嘱に間に合うように、市町から追加で提出のあった推

薦調書は国に報告したいと思っております。

そのため、ある時点で今回ご審査をいただいていない方々の調書についても書類審査をお願いしたいと考えております。

ただし、市町から提出があった都度、委員の皆様へ書類を送付させていただき、チェックいただくことは大変なご苦勞をおかけすると思っており、まとめて、あと1, 2回は書類審査をお願いしたいと考えておりますので、その際はご協力をお願いいたします。

⑤民生委員・児童委員（区域担当）の審査について

【分科会長】

それでは審査に入りますが、限られた時間でお手元の推薦調書により、多数の人の審査を行わなければなりません。

審査方法ですが、候補者全員の氏名を読みあげ、候補者一人ひとりについて審査した場合、時間が非常に長くなることが予想されます。事務局より、年齢要件に合わない候補者や特にご確認いただきたい候補者についてご説明いただき、各委員の皆様より、必要に応じて事務局へ説明を求めるという方法で行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同異議なし）

それでは、まず区域担当の民生委員・児童委員の審査について、事務局をお願いします。

【事務局】

ここからは区域担当の審査をお願いしたいと思います。

本日は9月18日本日まで市町から推薦のあった方をご審議いただきたく思います。

1つの市町ごとに、事務局から説明させていただきまして、特に75歳以上の方の推薦理由を説明させていただきます。その後、1つの市町ごとに1分程度、推薦調書を見ていただく時間をとらせていただきまして、ご意見等をいただけたらと思っております。

推薦調書ですが、市町によっては一連番号と担当区域を連動させているところもございまして、氏名等の記載がなく空欄のところがありますが、ご承知おきいただけたらと思います。

それでは、彦根市から順番に進めさせていただきます。

※彦根市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75歳を超えられる新任の方7名の説明。

続きまして、長浜市に移らせていただきます。

※長浜市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75歳を超えられる新任の方6名の説明。

【委員】

長浜市は過去に合併されているが、旧の町ごとで民生委員の人数は把握しているのか。

【事務局】

旧の町ごとの人数は把握していない。

先ほど説明させていただいた資料にもあります通り、市町ごとに、世帯数に応じて、国は委員の定数の上限と下限を決めることとしています。

そのルールに基づき、合併して長浜市になった時点で、国の計算式で算出した定数の上限が、元々就任されていた民生委員さんよりも少ないといった経緯があります。

委員がおっしゃっていただいたように、旧町の地区ごとに民生委員の方が担当されており、その一定定数は維持できるように、長浜市以外にも東近江市、米原市については一定ルールに基づいた上限を超えても定数が定められるような形で対応させていただいており、旧町の時代の地区の担当の人数は一定維持できているのではないかと認識しております。

【事務局】

では続きまして、近江八幡市に移らせていただきます。

※近江八幡市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

続きまして、草津市に移らせていただきます。

※草津市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

続きに、守山市に移らせていただきます。

※守山市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

続きまして、栗東市に移らせていただきます。

※栗東市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

続きまして、甲賀市に移らせていただきます。

※甲賀市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

続きまして、野洲市に移らせていただきます。

※野洲市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、湖南市に移らせていただきます。

※湖南市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

【委員】

調書の中で、同じ名字で、住所も同じであるため、夫婦だと思われるが、支障はないと思うが、あまり望ましくないとも思うが。

【事務局】

夫婦かどうかは確認できていない。

ただし、担当地区が異なっており、それぞれに守秘義務が課されており、しっかり活動い

ただいていることから、市町の推薦会からも推薦をいただいているので問題はないと考えています。

【委員】

新任で 39 歳の方がおり、多数の世帯を担当されているが問題はないのか。

【分科会長】

若い方が就任いただくのは、複数期に渡って活躍いただくことの観点からも望ましい。

今は若い方が就任することが少ない。若い方に民生委員になっていただき、その方が民生委員のやりがないなどを広めていただきたい。

また、その方が一人で活動するのではなく、各地区の協議会に入り、不安があれば先輩の民生委員と一緒に活動するとなっていると思います。

【事務局】

続きまして、高島市に移らせていただきます。

※高島市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 4 名の説明。

続きまして、東近江市に移らせていただきます。

※東近江市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 7 名の説明。

【委員】

氏名に「・」と記載のある方がいるが。

【事務局】

PC では表記が難しい旧字体の方はそのような記載となっている。正しい字は手書き等でいただき、委嘱状等には反映させていただく。

続きまして、米原市に移らせていただきます。

※米原市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 3 名の説明。

続きまして、日野町に移らせていただきます。

※日野町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 3 名の説明。

続きまして、竜王町に移らせていただきます。

※竜王町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。新任で 75 歳以上の方は 0 名となっております。

続きまして、愛荘町に移らせていただきます。

※愛荘町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 3 名の説明。

続きまして、豊郷町に移らせていただきます。

※豊郷町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。新任で 75 歳以上の方は 0

名となっております。

続きまして、甲良町に移らせていただきます。

※甲良町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 2 名の説明。

最後、多賀町に移らせていただきます。

※多賀町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。75 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

【分科会長】

全体を通して、何か意見はございますでしょうか。

(特に意見なし)

栗東市において、現時点で推薦が少なく、苦勞されている思うのですが、原因は何か聞いておられるのでしょうか。

【事務局】

マンションが 1 棟建つと、民生委員がお一人必要というようになるため、厳しい状況というのを伺っています。

【分科会長】

今の若い方は、色々な調査をすると、人付き合いを避けて、マンションを選択される方が多い。そこに民生委員が接触してもなかなか入っていけない。

マンションで生活されている高齢者との関わり方なども今後考えていくことが必要。

⑥主任児童委員の審査について

【事務局】

それでは主任児童委員の選任について説明させていただきます。

まずお手元にあります資料 1 の 34 ページをご確認ください。

厚生労働省からの通知による主任児童委員選任要領が記載されています。

主任児童委員は児童委員のうちから選ぶこととされておりますので、選任に当たっての一般的な方針につきましては、民生委員児童委員と共通しているわけですが、これに加えて、次の 3 点の基準が示されています。

第 1 に児童福祉に関する理解と熱意を有し、また次に例示するものなど、専門的な知識経験を有し、地域における児童健全育成活動の中心となり、積極的な活動が期待できるものを選出することとされてます。福祉事務所などの連絡調整や児童委員の活動に対する援助、協力を行うに当たって、専門的な知識や経験が発揮されることが期待されますので、学校教員や保育士、その他の活動実績を有する方などを積極的に選出していただきたいということでございます。

第 2 に女性の積極的な登用と民生委員協議会における主任児童委員の定数の半数は女性となるよう努めることとされてます。妊娠婦や乳幼児の保護者など、子育てを行う上で、女

性にウエイトが置かれている状況や、児童扶養手当や資金の貸し付けなどの母子福祉制度、DV 被害者に対する支援など、女性の立場からの支援が効果的と考えられるケースも増えていますことから、女性の登用に努めていただきたいという趣旨でございます。

先ほど説明がありましたが、2 ページの男女別委員数に記載されています通り、県内の推薦者を見てみますと、92.1%が女性と積極的な登用をしていただいている状況です。

第3に、原則として55歳未満の方を選出するように努めること、なお、年齢要件については、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能なものであるもので、留意することとなっております。これにつきましては、子育て支援や児童虐待に関しては、行政分野においても、新しい課題に対応できるよう、制度や仕組みの改変が次々に行われている状況もございますので、できる限り55歳未満の方の選出に努めていただきたいということでございますが、地域の実情を踏まえた弾力的な運用が可能です。滋賀県ではできる限り65歳未満の方としています。1人1人の委員の健康状態や活動の状況等を踏まえ、推薦いただいております。

なお推薦いただいております、主任児童委員の平均年齢については63.3歳となっております。

それでは主任児童委員選任要領に基づき、各市町から推薦のあった候補者について審査いただきたいと思います。

時間の関係上、全市町長の説明と承認をいただいた後、2分ほど確認時間を設けたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

まず、彦根市です。

※彦根市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65歳を超えられる新任の方4名の説明。

続き、長浜市の説明をさせていただきます。

※長浜市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65歳を超えられる新任の方5名の説明。

続きまして、近江八幡市について説明をさせていただきます。

※近江八幡市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65歳を超えられる新任の方2名の説明。

続きまして、草津市について説明をさせていただきます。

※草津市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65歳を超えられる新任の方2名の説明。

続きまして、守山市について説明をさせていただきます。

※守山市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65歳を超えられる新任の方3名の説明。

続きまして、栗東市について説明をさせていただきます。

※栗東市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。

新任の方で年齢要件に合わない候補者はございません。

続きまして、甲賀市について説明をさせていただきます。

※甲賀市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。

新任の方で年齢要件に合わない候補者はございません。

続きまして、野洲市について説明をさせていただきます。

※野洲市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、湖南市について説明をさせていただきます。

※湖南市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、高島市について説明をさせていただきます。

※高島市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。

新任の方で年齢要件に合わない候補者はございません。

続きまして、東近江市となっております。

※東近江市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 6 名の説明。

続きまして、米原市について説明をさせていただきます。

※米原市の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。

新任の方で年齢要件に合わない候補者はございません。

続きまして、日野町になります。

※日野町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、竜王町になります。

※竜王町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、愛荘町について説明をさせていただきます。

※愛荘町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

続きまして、豊郷町について説明をさせていただきます。

※豊郷町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

【委員】

「日栄学区」は「日枝学区」の誤りではないか。

【事務局】

学区名としては、「日栄」で正しく、「日枝」は旧の村の名称となっています。

続きまして、甲良町について説明をさせていただきます。

※甲良町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。

新任で要件に合わない候補者はいらっしゃいません。

最後に、多賀町になります。

※多賀町の新任率、欠員数、平均年齢、男女比について説明。65 歳を超えられる新任の方 1 名の説明。

【分科会長】

全体を通して、何か意見はございますでしょうか。

(意見なし)

⑦その他

【分科会長】

それでは、これもちまして、本日の一斉改選にかかる候補者の審査を終了いたします。委員の皆様には、不慣れな司会のうえ、長時間にわたりご審議いただきありがとうございます。

【事務局】

本日ご審議いただきました内容を踏まえまして、厚生労働省へ推薦をしまいたいと思います。

また、本日の分科会に推薦が間に合わなかった候補者については、過去の分科会の整理により、再度集まっての審査は行わないとさせていただいております。

代わりに書面審査において、適否を確認させていただく予定でございますので、お手数おかけしますが、ご対応またよろしくお願いいたします。

今回推薦が上がっていない候補者の推薦につきましては、できる限り欠員とならないよう市町に働きかけをさせていただきまして、国に推薦してまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【分科会長】

委員の皆様には、長時間にわたり、ありがとうございました。

本日の分科会をこれにて終了させていただきます。

【事務局】

本日は本当にありがとうございました。